

自然災害等における「被災中小企業・小規模事業者対策」について

2019年9月9日、「令和元年台風第15号」が関東では過去最強クラスの勢力で千葉市に上陸しました。台風が上陸した神奈川県・千葉県内の停電は、9日時点で93万戸におよび、9月14日午前時点において、千葉県内の大規模停電は約15万戸で続いているそうです。全面復旧まで、おおむね2週間ほどかかるとか……。まだまだ時間がかかりそうです。一日でも早い回復を祈るばかりです。

まずは「災害救助法」による対策

このような状況下においては、多くの小規模・中小事業者も被害を受けます。経済産業省は、「災害救助法」が適用により、被災中小企業・小規模事業者対策を行います。具体的な対策は以下の通りです。

- 1) 特別相談窓口の設置
- 2) 災害復旧貸付の実施
- 3) セーフティネット保証4号の適用
- 4) 既往債務の返済条件緩和等の対応
- 5) 小規模企業共済災害時貸付の適用

現在のところ、千葉県25市15町1村に災害救助法が適用され、中小企業・小規模事業者対策が実施されています。〈詳細〉<https://bit.ly/2kzP14U>

これらの施策を利用するには、何しろ早め早めに金融機関等の各窓口にご相談をするようにしてください。できれば、事業者の方は、被災に会う前に緊急行動プランを策定しておきたいです。いわゆる、「BCP(事業継続化計画)」の策定や本年度に成立した「事業継続力強化計画」の認定制度についても確認しておきましょう。

〈詳細〉<https://bit.ly/2kkiRKs>

「激甚災害」による対策について

さらに被害が甚大な場合は、激甚災害に指定される場合があります。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩

上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられます。過去には「東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震」、直近では「令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」などが指定されました。

激甚災害法に基づく中小企業施策ですが、一般的には、以下のような施策が実施されます。

- 1) 中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)の実施(信用保証協会)
- 2) 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げの実施(日本政策金融公庫等)

1)については、一般保証とは別枠(普通保険2億円、無担保保険8,000万円、特別小口保険1,250万円)で保証します(二階建て保証)。また、中小企業信用保険法の特例(災害関係保証)は、事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を市等から受けた中小企業者に対して一般保証とは別枠で保証されますので、速やかに(罹災証明の)手続きをする必要があります!

その他様々な情報を収集する!

その他、全銀協、金融庁、日本公庫、保証協会、自治体、国税など、企業経営に係る様々な関係各所からの支援策についても情報収集することが重要です。たとえば今回の千葉県では以下の通りです。

〈全銀協〉<https://bit.ly/2kMy47h>

〈金融庁〉<https://bit.ly/2meu0Nn>

〈千葉保証協会〉<https://bit.ly/2IONkka>

〈日本公庫〉<https://bit.ly/2kx3eQ1>

<https://bit.ly/2ITZisC>

<https://bit.ly/2ITZiJ8>

〈千葉県〉<https://bit.ly/2kh9cEm>

〈国税〉<https://bit.ly/2mieHn7>

〈年金機構〉<https://bit.ly/2IMe1G9>

もし、自社が被災にあつたらこのような情報を収集して即対応しなくてははいけません。また士業やコンサルタントの方は速やかに顧問先への情報発信を心がけて頂けると企業さんは助かります!!